

安全管理規程施行細則

国際興業株式会社

平成24年11月

第1条（目的）

本細則は安全管理規程の施行に関する細則を定める。

第2条（輸送の安全に関する重点施策）

内部監査について

- （目的） 安全マネジメントの実施状況を点検することを目的とする。
- （機能） 輸送の安全確保の見地から運輸事業に係る業務を適正に把握し安全マネジメントの向上及び改善に寄与することにある。
- （実施回数） 年1回以上とする。
- （担当部署） 運輸事業部・運輸管理部及び監査室
- （監査責任者） 安全統括管理者とする。
- （監査対象） 運輸事業部・運輸管理部及び乗合・貸切全営業所とする。

2 輸送の安全の確保に関する社内体制（組織）の構築

- （1） 経営トップを起点とする連絡体制及び指揮命令系統並びに業務処理については別途組織図（別表1-1～4）の通りとする。
- （2） 安全統括管理者が病気又は不在時は安全統括管理代務者が代務執行する。
- （3） 営業所長は、現場における体制の長として輸送の安全の確保に関する権限を有し、情報の連絡及び指揮命令に関わる行為を速やかに実行する。
- （4） 乗務員及び運輸事業に携わる社員は上記連絡・指揮命令を受ける他、常に安全の向上に資する技能等の向上に努め、安全な輸送の確保を行う。

3 輸送の安全に関する教育及び研修の実施

- （1） 運行管理者及び補助者教育：自動車事故対策機構主催講習会への受講
- （2） 乗務員教育：年間計画による社内教育実施
（計画表は毎年別表にて作成とする：別表2）
- （3） 指導乗務員研修：本社及び所轄営業所にて随時実施とする。
- （4） 運輸事業部・運輸管理部社員への社内教育を随時実施とする。
- （5） 添乗指導の実施：運輸管理部管理課課員主体及び運輸事業部課員による年間指導実施

第3条（輸送の安全に関する目標）

安全管理規程に基づき輸送の安全に関する目標を下記の通りに定める。

- （1） 目標は年度毎に設定する。

- (2) 目標は会社全体及び営業所毎に設定する。
- (3) 目標は別表にて毎年作成とする。(別表3)

第4条(輸送の安全に関する計画)

- (1) 運輸安全マネジメント会議の定期的開催
- (2) 安全管理委員会の定期的開催
- (3) 運輸安全マネジメント講習会の定期的開催
- (4) 乗務員の年間教育の実施
- (5) 車両代替による安全輸送の確保
- (6) 法令遵守徹底に対するマニュアルの作成
- (7) 事故防止委員会の定期的開催
 - ① 営業所での開催(毎月)
 - ② 本社での全体開催(4ヶ月毎)

第5条(事故、災害等に関する報告連絡体制)

事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制は本細則第2条2項の定めと同様とする。(別表1-1~4)

第6条(情報の公開)

安全管理規程に基づき毎年度外部に公表するものとし、下記の通りに定める。

- (1) 公表手段としてホームページに掲載する。
- (2) 情報管理は運輸事業部及び運輸管理部を主管部署とする。
- (3) その他緊急時を含め公開に当たっては、安全統括管理者の指示に従うものとする。

第7条(輸送の安全に関する記録の管理等)

安全管理規程については業務の実態に応じ適時適切に見直しを行うとあるが記録の管理・保存の方法を含め下記の通りに定める。

- (1) 安全管理規程及び本細則の見直しについては、安全統括管理者の指揮命令の下、運輸事業部及び運輸管理部所属課長職位以上の合議にて行うこととする。
- (2) 規程承認に当たっては当社規程管理規程に基づき取締役会の決裁とする。

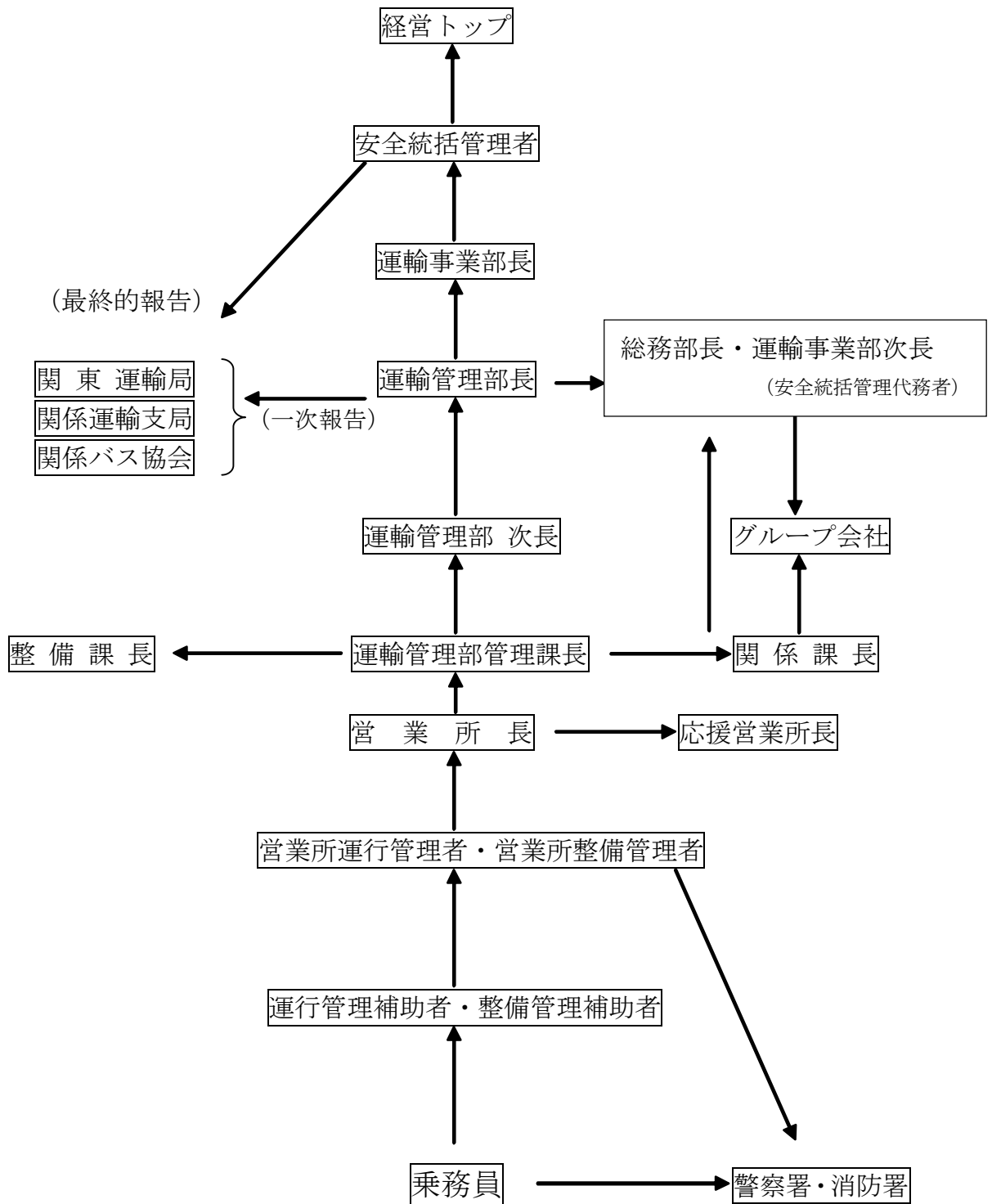
- (3) 輸送の安全に関する会議議事録については会議主管部署にて記録及び3年間保存とする。
- (4) 内部監査結果書類は運輸管理部にて記録し 安全統括管理者が3年間保存とする。
- (5) 各営業所での輸送の安全に関する記録は各営業所にて3年間保存のうえ一部を本社管理課に提出とする。

第8条 (附 則)

本細則の改廃は、規程管理規程の定めるところによる。

- 2 本細則は平成24年11月1日より施行する。

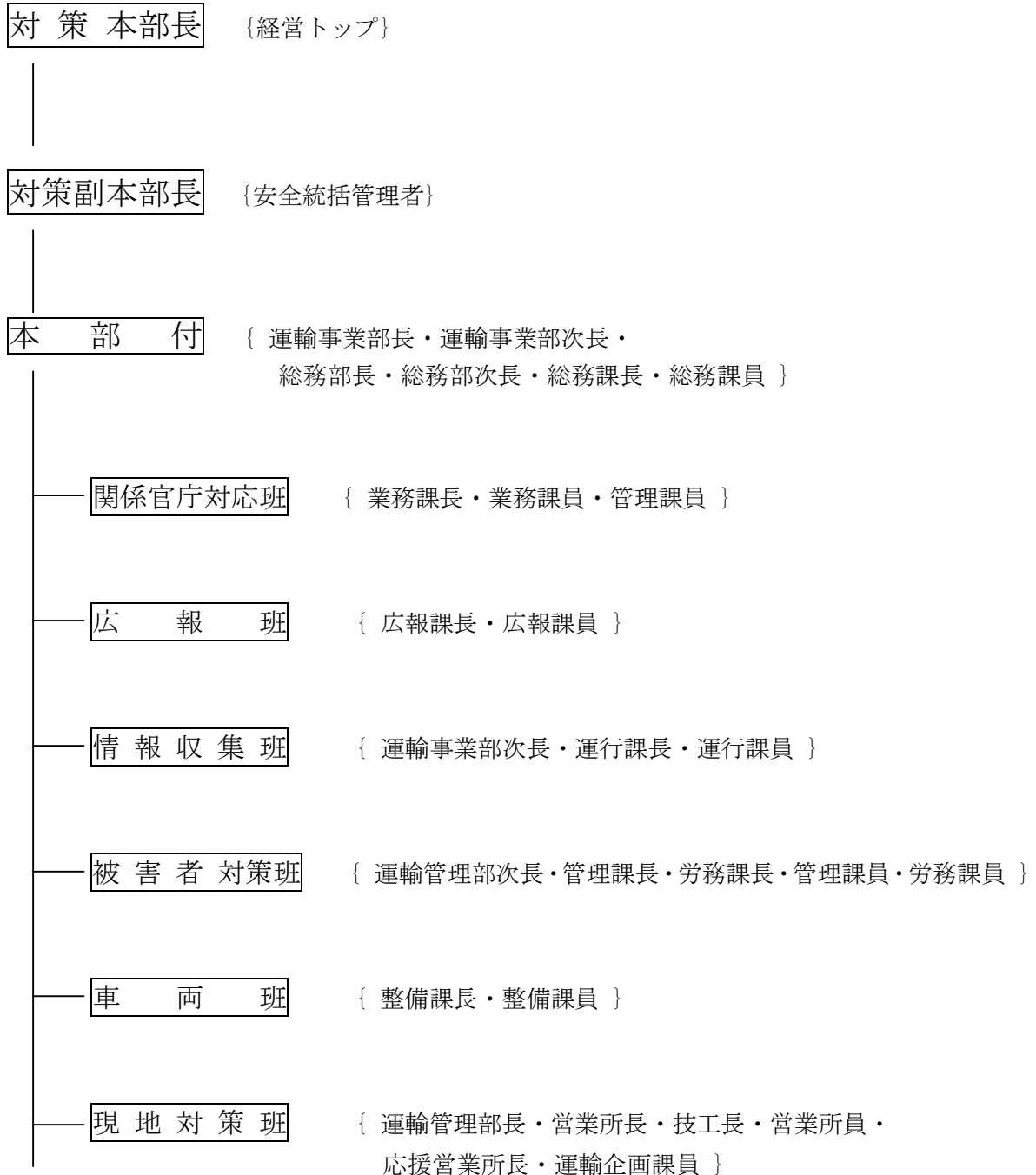
安全マネジメント社内連絡体制表



(別表1-2)

事故災害対策本部設置要領

◎事故災害に対処する為の対策本部を本社に設置する。



動 員 体 制

(1) 運輸事業部

① 乗合

イ・一般路線・高速バスで発生した場合は、部長、次長、運行課・業務課
運輸企画課の課長、課長補佐、係長、運行課・業務・運輸企画課員

② 貸切

イ・貸切バスで発生した場合は、部長、次長、運行課・業務課・運輸企画
課の課長、課長補佐、係長、運行課・業務課・運輸企画課員

③ 運輸管理部

イ・部長以下管理課・整備課員全員

④ 当該営業所

イ・事務所は所長以下全員

ロ・工場は技工長・技工

(2) 総務部

イ・部長、次長、総務課・労務課の課長、総務課・労務課課員

(3) 広報課

イ・課長以下広報課員全員

業務処理要領

本 部 付

- 対策本部長を援け、各班との情報収集、連絡応答にあたる。

関係官庁対応班

- ① 情報収集班と連携を密にし、情報収集に努める。
- ② 関東運輸局や所轄運輸支局に状況を速やかに適宜報告。
- ③ 関係バス協会にも状況を速やかに報告。

広 報 班

- ① 報道関係全般を担当。
- ② 報道機関への連絡、途中経過の発表内容、発表のタイミングの検討や準備を行う。
- ③ 重要な情報を整理し、対策本部長との連絡調整を行い、記者会見を開催。

情報収集班

- ① 全ての班との連絡を密にし全ての情報を集中させ、その情報を整理する。
- ② 事件の経過を時系列的に全てを記録に残す。
- ③ 各警察の対策本部、消防署、道路管理者、との連絡応答。

被害者対策班

- ① 情報収集班・現地対策班と連携を密にして、被害者である乗客やその家族の情報収集に努めると共に、家族に現状況を報告。
- ② 家族のホテルや乗車券の手配等を実施。
- ③ 解放された乗客や家族に対するお見舞い。

車 両 班

- ① 救援車両や家族を現地に送る車両の手配・準備。
- ② 現地に派遣する為の整備要員や必要工具の準備。
- ③ 被害車両の構造面の情報把握。

現地対策班

- ① 所轄の警察署と連携を密にし、情報収集に努める。
- ② 事件の推移により、現地対策班が複数設置される場合もあるが、互いに連絡し情報交換を実施。
- ③ 情報は速やかに対策本部の情報収集班へ報告し、常に連絡・調整を行う。

平成26年度 乗合運転士年間教育計画

平成26年4月1日

1. 乗合バス関係

※ 各教育の資料は事故担当副所長3名、管理課担当者で作成する。

教育実施期間	教育名	教育項目	教育内容	告示 (別紙)	形態	対象	実施場所	教育者	所要	
平成26年7月12日 ↓ 平成26年7月21日	夏季輸送安全総点検 (7/22~7/31)	所長訓話	安全運転への心構え	(1)	机上	乗合全運転士	営業所会議室	所長	60分	
			運輸安全マネジメントの取り組み	/	〃	〃	〃	〃		
		自所の事故事例	自所の事故事例とその原因・対策	(2)	〃	〃	〃	〃		運行管理者
		自転車利用者との事故防止	ヒヤリハット体験と危険予測トレーニング	(6)(7)	視聴覚教材	〃	〃	〃		運行管理者・指導運転士
			事故発生時の対応	/	〃	〃	〃	〃		〃
		苦情対応	苦情の実例とその原因・対策	/	〃	〃	〃	〃		運行管理者
		飲酒・薬物について	飲酒運転と薬物乱用の危険性	(9)	机上	〃	〃	〃		〃
		健康管理	夏季における食生活の注意点	(10)	〃	〃	〃	〃		〃
運賃取り扱い	誤収受の防止、環境定期券制度	/	〃	〃	〃	〃	〃			
平成26年9月11日 ↓ 平成26年9月20日	秋の全国交通安全運動 (9/21~9/30)	所長訓話	安全運転への心構え	(1)	机上	乗合全運転士	営業所会議室	所長	60分	
		自所の事故事例	自所の事故事例とその原因・対策	(2)	〃	〃	〃	〃		運行管理者
		車内事故防止	急操作による車内客の危険性	(4)(5)	視聴覚教材	〃	〃	〃		運行管理者・指導運転士
			事故発生時の対応	/	〃	〃	〃	〃		〃
苦情対応	苦情の実例とその原因・対策	/	〃	〃	〃	〃	運行管理者			
平成26年11月30日 ↓ 平成26年12月9日	年末・年始輸送安全総点検 (12/10~1/10)	所長訓話	安全運転への心構え	(1)	机上	乗合全運転士	営業所会議室	所長	60分	
		自所の事故事例	自所の事故事例とその原因・対策	(2)	〃	〃	〃	〃		運行管理者
		自転車利用者との事故防止	追い越し・すれ違い時の車両感覚	(3)	視聴覚教材	〃	〃	〃		運行管理者・指導運転士
			事故発生時の対応	/	〃	〃	〃	〃		〃
		苦情対応	苦情の実例とその原因・対策	/	〃	〃	〃	〃		運行管理者
		飲酒・薬物について	飲酒運転と薬物乱用の危険性	(9)	机上	〃	〃	〃		〃
		健康管理	年末年始における食生活の注意点	(10)	〃	〃	〃	〃		〃
		運賃取り扱い	誤収受の防止、環境定期券制度	/	〃	〃	〃	〃		〃
タイヤチェーン	チェーンの着脱方法	/	実地	H26.1以降入社者	車庫内(車両)	管理者・技工長	(個別)			
平成27年5月1日 ↓ 平成27年5月10日	春の全国交通安全運動 (5/11~5/20)	所長訓話	安全運行推進の日・飲酒再発防止デーの意義	(1)	〃	乗合全運転士	営業所会議室	所長	60分	
			運輸安全マネジメントの取り組み	/	〃	〃	〃	〃		
		自所の事故事例	自所の事故事例とその原因・対策	(2)	机上	〃	〃	〃		運行管理者
		車内事故防止	乗降時における基本操作の再確認	(5)	視聴覚教材	〃	〃	〃		運行管理者・指導運転士
			事故発生時の対応	/	〃	〃	〃	〃		〃
苦情対応	苦情の実例とその原因・対策	/	〃	〃	〃	〃	運行管理者			

2. 高速バス関係

教育実施期間	教育名	教育項目	教育内容	告示 (別紙)	形態	対象	実施場所	教育者	所要時分
7月中旬～2月下旬	高速応援運転士定期教育	高速バス運転士としての心構え	高速バスの公共的・社会的使命	(1)	机上	高速選任運転士	営業所会議室	運行課担当者	30分
		運転技術の向上、運転マナー	安定した走行、道路交通法の遵守 他者の模範となる運転	(2)	〃	〃	〃	管理課担当者	20分
		事故防止	事故の影響と車両構造を理解した運転 事故発生時の対応、旅客の安全確保 危険予測と危険回避、長時間運転時の注意	(4) (5) (7)	〃	〃	〃	〃	40分
		健康管理	飲酒、健康管理、生活習慣の改善	(9) (10)	〃	〃	〃	〃	〃
		車両構造	車両構造の理解、故障時の対応	(3)	〃	〃	〃	整備課担当者	30分
		異常時の対応	異常気象時・トラブル発生時の対応 自社や他社の対応例周知		〃	〃	〃	運行課担当者	30分
		乗車券の取り扱い	新規乗車券の取扱、トラブル防止		〃	〃	〃	業務課担当者	30分
		運行路線の把握	運行路線の把握 新規路線の説明・運行事故防止	(6)	〃	〃	〃	池袋(営)担当者 志村(営)担当者	20分 20分
平成26年6月1日 ↓ 平成26年7月31日	新規高速応援運転士 選任トライアル	お客様への対応	高速バス乗務員の業務 乗車券の種類と運賃		机上	新規選任運転士	担当(営)会議室	担当(営)副所長 運行課担当者	120分
		高速道路での安全運転	高速安全運転六則と事件事例		〃	〃	〃	管理課担当者	60分
		車両・付属機器	車両構造及び特性 日常点検及び中間点検の手順 付属機器の取り扱い方		実地	〃	車庫内(車両)	担当(営)技工長 整備課担当者	180分
		高速走行	安全走行のための基本操作		〃	〃	高速道トライアル	指導運転士	
平成26年12月16日 ↓ 平成27年1月15日	新規高速応援運転士 雪上トライアル	冬季道路の走行要領	危険箇所と走行方法		机上	新規選任運転士	営業所会議室等	担当(営)技工長	120分
		積雪・凍結路の事故防止	走行上の注意と事件事例		〃	〃	〃	管理課担当者	30分
		タイヤチェーン	タイヤチェーンの脱着方法		実地	〃	車庫内・現地	担当(営)技工長	120分
		雪道走行	安全走行のための基本操作		〃	〃	雪道トライアル	指導運転士	

平成26年度 観光運転士年間教育計画

平成26年4月1日

1. 全体教習

※ 各教育の資料は担当管理者3名、管理課担当者で作成する。

教育実施期間	教育名	教育項目	教育内容	告示関連項目 (別紙参照)	形態	対象	実施場所	教育者	所要時分
平成26年6月22日 ↓ 平成26年7月21日	夏季輸送安全総点検 (7/22~7/31)	安全訓話	総点検実施と自所の事故防止	(1)(2)	個人(机上)	観光全乗務員	営業所会議室等	運行管理者	15分
		夏季輸送安全総点検	国交省関係推進項目の周知徹底 各営業所重点実施項目および施策	(1)(2)	〃	〃	〃	〃	
		飲酒・薬物について	飲酒運転防止・薬物乱用防止	(9)	〃	〃	〃	〃	
		健康管理	夏季における食生活	(10)	〃	〃	〃	〃	
		乗車中の旅客の安全確保	シートベルト着用案内の徹底	(4)	〃	〃	〃	〃	
		事業用自動車の構造上の特性	視野・死角の再確認	(3)	〃	〃	〃	〃	
平成26年9月11日 ↓ 平成26年9月20日	秋の全国交通安全運動 (9/21~9/30)	運輸安全マネジメントの取り組み	運輸安全マネジメント進捗状況		集合(机上)	観光全乗務員	営業所会議室等	部長	60分
		安全訓話	運動実施と事故防止	(1)(2)	〃	〃	〃	所長	
		秋の全国交通安全運動	国交省関係推進項目の周知徹底 各営業所重点実施項目および施策	(1)(2)	〃	〃	〃	〃	
		接客について	接客サービスの確認		〃	〃	〃	副所長	
		飲酒・薬物について	飲酒運転防止・薬物乱用防止	(9)	〃	〃	〃	〃	
		健康管理	季節性感染症への注意	(10)	〃	〃	〃	〃	
		主として運行する経路における 道路および交通の状況	ヒヤリハット体験の実例をもとに対策	(6)	〃	〃	〃	〃	
		高速道路走行時の注意	車間距離・進路変更		集合(視聴覚教材)	〃	〃	〃	
平成26年11月10日 ↓ 平成26年12月9日	年末・年始輸送安全総点検 (12/10~1/10)	安全訓話	総点検実施と自所の事故防止	(1)(2)	個人(机上)	観光全乗務員	営業所会議室等	運行管理者	15分
		年末・年始輸送安全総点検	国交省関係推進項目の周知徹底 各営業所重点実施項目および施策	(1)(2)	〃	〃	〃	〃	
		飲酒・薬物について	飲酒運転防止・薬物乱用防止	(9)	〃	〃	〃	〃	
		健康管理	年末年始の食生活	(10)	〃	〃	〃	〃	
		旅客の乗降時の安全確保	スイングドアの注意点	(5)	〃	〃	〃	〃	
		雪道走行時の注意	雪道走行時の注意点		〃	〃	〃	〃	
平成27年5月2日 ↓ 平成27年5月10日	春の全国交通安全運動 (5/11~5/20)	運輸安全マネジメントの取り組み	運輸安全マネジメント結果発表		集合(机上)	観光全乗務員	営業所会議室等	部長	60分
		安全訓話	運動実施と事故防止	(1)(2)	〃	〃	〃	所長	
		春の全国交通安全運動	国交省関係推進項目の周知徹底 各営業所重点実施項目および施策	(1)(2)	〃	〃	〃	〃	
		接客について	接客サービスの確認		〃	〃	〃	副所長	
		飲酒・薬物について	飲酒運転防止・薬物乱用防止	(9)	〃	〃	〃	〃	
		健康管理	過労運転防止・メンタルヘルス	(10)	〃	〃	〃	〃	
		危険の予測と回避方法	危険予知トレーニングの実施	(7)	集合(視聴覚教材)	〃	〃	〃	
		主として運行する経路における 道路および交通の状況	ヒヤリハット体験の実例をもとに対策	(6)	〃	〃	〃	〃	

2. トライアル

教育実施期間	教育名	教育項目	教育内容	形態	対象	実施場所	教育者	所要時分
平成26年6月～7月	日光・箱根トライアル	山道の走行要領	危険箇所と走行方法	実地	入社1年目・3年目の運転士	車内・現地	指導運転士	30分
		山間部での事故防止	走行上の注意と事故事例	〃	〃	車内・現地	所長・副所長	30分
		山道走行	安全走行のための基本操作	〃	〃	山道トライアル	指導運転士	
平成26年6月～7月	高速走行トライアル	高速道路の走行要領	危険箇所と走行方法	実地	入社1年未満・5年目の運転士	車内・現地	所長・副所長	30分
		高速道路での事故防止	走行上の注意と事故事例	〃	〃	高速トライアル	指導運転士	30分
		高速走行	安全走行のための基本操作	〃	〃	高速トライアル	指導運転士	
平成26年12月～ 平成27年2月	雪上トライアル	タイヤチェーン	タイヤチェーンの脱着方法	実地	独車後3シーズン（毎年）	車庫内・現地	指導運転士	120分
		冬季道路の走行要領	危険箇所と走行方法	〃	〃	車内	所長・副所長	30分
		積雪・凍結路の事故防止	走行上の注意と事故事例	〃	〃	車内・現地	管理課担当者	30分
		雪道走行	安全走行のための基本操作	〃	〃	雪道トライアル	指導運転士	

3. 車両構造の把握

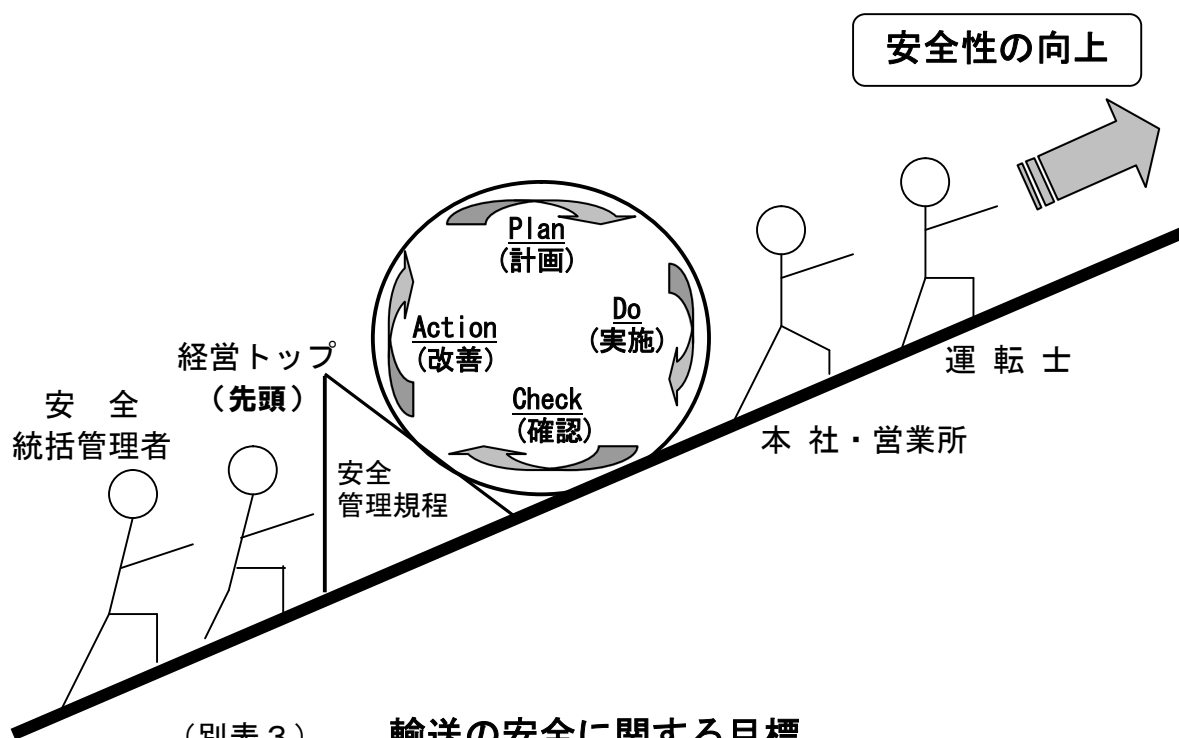
教育実施期間	教育名	教育項目	教育内容	形態	対象	実施場所	教育者	所要時分
平成26年5月～7月	車両構造の把握	タイヤと車両構造	タイヤ交換方法など	実地	入社1年目・3年目の運転士	車庫内	指導運転士・技工長	120分

4. その他

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
シニア・スポット運転士研修（計2回） （約20名対象／1回10名）		1回実施						1回実施				
新任運転士研修 （4日間実施）	16（水） 〃 21（月）	16（金） 〃 21（水）	16（月） 〃 19（木）	16（水） 〃 22（火）	18（月） 〃 21（木）	16（火） 〃 19（金）	16（木） 〃 21（火）	17（月） 〃 20（木）	16（火） 〃 19（金）	16（金） 〃 21（水）	16（月） 〃 19（木）	16（月） 〃 19（木）
適性診断の受診 （受診計画に基づく）		受診促進	→	→	→	→	→	→	→	→		
受講者の診断結果に基づく指導		受講者指導	→	→	→	→	→	→	→	→		
本社特別教育 （事故・第1ステップ者）	16（水）	16（金）	16（月）	16（水）	18（月）	16（火）	16（木）	17（月）	16（火）	16（金）	16（月）	16（月）

(別表3)

輸送の安全確保に係るP・D・C・Aサイクル



(1) 目標年度：平成26年4月～平成27年3月（平成26年度）

(2) 目 標

【乗 合】

- ① 車内事故件数の抑止目標 25件以内
- ② 健康起因による事故『ゼロ』
- ③ バリアフリー対応車両の導入 ノンステップ車両 30台

【観 光】

- ① 静止物への接触事故件数の抑止目標 7件以内
- ② 健康起因による事故『ゼロ』